

人事行政の運営等の状況

「八千代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の任免や、給与の状況、勤務条件などの概要を公表します。

1. 市職員の給与などの状況

(1) 給与

① 人件費

30年度普通会計決算・人口は31年3月31日現在

住民基本台帳人口	19万8,965人
歳出額(A)	548億4,534万円
実質収支	14億9,742万円
人件費(B)	109億3,251万円
人件費率(B/A)	19.9%
29年度の人件費率	20.7%

普通会計とは、一般会計と墓地事業特別会計を合わせたものです。実質収支とは歳入から歳出と翌年度に繰り越すべき財源を除いた額です。人件費に含まれる経費は、議員や非常勤職員等の報酬、特別職や一般職の給料、職員手当など。

② 職員給与費

30年度普通会計決算・職員数は30年4月1日現在

職員数(A)	1,206人
給料	43億8,153万円
職員手当	14億1,642万円
期末・勤勉手当	19億 347万円
給与費計(B)	77億 142万円
1人当たり給与費(B/A)	639万円

職員手当とは扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、地域手当、管理職手当、時間外勤務手当などで、退職手当は含みません。

③ 人件費削減措置

31年4月1日現在

	一般職
実施期間	31年4月～令和2年3月
管理職手当の削減	8級職員10%
一般職の給料の削減	4級職員1%、5級職員2%、6級職員2.5%、7級職員8%、8級職員8.5%

④ 職員の平均給料月額及び平均年齢

31年4月1日現在

	一般行政職	技能労務職
平均給料月額	30万2,739円	36万3,681円
平均年齢	39歳	52.8歳

一般行政職は税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、清掃職員、学校給食員、その他技能労務職、小・中学校教育職、その他教育職以外の職員。

⑤ 職員の初任給 一般行政職

31年4月1日現在

	八千代市	千葉県	国
大学卒	18万7,200円	18万7,200円	総合職 18万5,200円 一般職 18万 700円
高校卒	15万3,000円	15万3,000円	一般職 14万8,600円

⑥ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

31年4月1日現在

区分	一般行政職		技能労務職	
	大学卒	高校卒	高校卒	中学卒
経験年数10年	26万5,094円	21万8,200円	該当なし	
15年	30万8,964円	25万8,900円		
20年	36万7,998円	該当なし		

31年4月1日に区分の経験年数に達した職員がいない場合は「該当なし」。

⑦ 一般行政職の級別職員数

31年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任主事主任技師	主査補	主査	副主幹	課長室長	部長局長次長	
職員数	57人	131人	162人	53人	73人	59人	63人	27人	625人
構成比	9.1%	21.0%	25.9%	8.5%	11.7%	9.4%	10.1%	4.3%	100.0%
1年前	12.0%	21.7%	22.9%	6.7%	12.4%	9.8%	10.6%	3.9%	100.0%
5年前	14.3%	27.5%	10.2%	6.5%	15.8%	10.7%	10.9%	4.1%	100.0%

給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名。

⑧ 職員手当

31年4月1日現在

● 毎月支給

扶養手当

子以外の扶養親族	6,500円(8級職員は3,500円)
子	1万円
16歳～22歳の子	1人につき5,000円加算

地域手当

対象者	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の10%
1人当たり平均支給年額	35万3,249円(30年度決算)

住居手当

借家	家賃の額に応じて支給。家賃1万2,000円を超える場合に限り。上限2万7,000円
持家	手当なし。平成26年度廃止

通勤手当

電車・バスでの通勤	6か月定期券等の価額による支給を基本として全額支給
乗用車等での通勤	使用距離などに応じて3,980円～3万9,430円を支給

● 勤務実績に応じて支給

時間外勤務手当

	30年度	29年度
支給実績(決算額)	4億7,263万円	4億7,267万円
職員1人当たり平均支給年額	38万円	38万円

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含みます。

特殊勤務手当

職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	37.2%
支給対象職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	3万9,543円
手当の種類(手当数)	31年4月1日現在 19種

募集
八千代歌壇とやちよ川柳の作品

毎月15日号の広報やちよに掲載している八千代歌壇と、やちよ川柳の作品を随時募集しています。はがきに、未発表の短歌(三首まで)または川柳(二句まで)、住所、氏名を書き、〒276-1850 市役所広報広聴課へ郵送してください。締め切りは毎月月末。

災害時協力井戸の登録にご協力ください

地震災害で水道施設が被災したとき、住民に水を提供できる井戸の所有者を募集します。電動・手動ポンプなどの形態は問いません。


▼登録条件 ①所有者や管理者が日常的に井戸を使用し、今後も引き続き使用する予定である、②災害時に付近住民に水を提供でき、利用しやすい場所にある、③飲用水や生活用水に使用できる水質で、適切な維持管理がされている、④以前に申し込みか登録をした人で、水質検査結果が不適合だったが、その後の水質検査結果が適合である(検査結果の写しが必要)

▼登録申請 2年1月15日(水)までに住所、氏名、電話番号を電話で危機管理課(483)1151へ。市内災害時協力井戸の分布状況や申し込み件数などにより、全ての井戸で検査できないことがあります。申請後、現地調査と1項目の水質検査を行い、検査結果が適合であれば、災害時協力井戸として登録し、市ホームページで所在地と氏名を掲載します。(危機管理課)

防災無線のデジタル化再整備工事をいたします

災害時等の情報伝達手段である防災無線のデジタル化再整備工事を1月から3月にかけて行います。工事中は、防災無線が聞こえない場合がありますが、「やちよ情報メール」や「自動電話応答サービス」(0120(970)911)を利用して聞くことができます。「やちよ情報メール」の登録は、下記のコードを読み取るか@yachyo@sg-n.jpに空メールを送信してください。

登録案内のメールが届きますので、確認して登録をお願いします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。(危機管理課)



台風15号などで被害のあった世帯に義援金を配分

台風15号から10月25日の大雨までの一連の災害で、住家が一部損壊以上の被害にあった世帯に対し、災害義援金を配分します。配分額は半壊15万円、一部損壊1万円などとなります。店舗や倉庫などの住家ではない建物は対象外です。申請書・被災証明書のコピーを〒276-1850 市役所健康福祉課へ持参または郵送してください。申請書は健康福祉課で配布。市ホームページからもダウンロードできます。被災証明書は危機管理課で発行しています。詳しくは市ホームページか健康福祉課へお問い合わせください。(健康福祉課)